

IFRS in Focus

IASBが、関連会社及び共同支配企業に対する長期持分（IAS第28号の修正）を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

国際会計基準審議会（IASB）は、関連会社及び共同支配企業に対する長期持分に関して、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正を公表した。

- IASBは、減損の要求事項を含むIFRS第9号を企業の被投資会社への純投資の一部を形成する関連会社及び共同支配企業に対する長期持分に適用することを明確にしている。
- 本修正は、2019年1月1日以後に開始する事業年度に適用され、早期適用は認められる。

背景

持分法は適用されないものの企業の被投資会社への純投資の一部を形成する関連会社及び共同支配企業に対する長期持分（以下、「長期持分」）に、IFRS第9号、特に減損の要求事項を適用するかどうかについて、実務において不確実性が存在していた。当該長期持分には、決済を予定していない、又は予測可能な将来において決済する可能性のない長期貸付金も含まれる。

修正点

IASBは、減損の要求事項を含むIFRS第9号を長期持分に適用することを明確にした。さらに、IFRS第9号を長期持分に適用するにあたり、企業はIAS第28号で要求される帳簿価額の調整（すなわち、IAS第28号に従った被投資会社の損失又は減損の評価の配分から生じる長期持分の帳簿価格の調整）を考慮しない。

見解

IASBは、持分法で会計処理される関連会社又は共同支配企業の持分がIFRS第9号の範囲外であるこ

とを前提として、この結論に達した。IAS第28号では、長期持分について、持分法を適用した被投資会社の損失及び被投資会社の純投資の減損損失の負担の観点についてのみ言及している。言い換えれば、IAS第28号は、長期持分に対する一般的な認識又は測定の方法を明確にしていない。したがって、長期持分は、IAS第28号では持分法で会計処理されず、IFRS第9号の範囲に含まれる。

本修正には、IAS第28号及びIFRS第9号の要求事項がどのように相互作用しているのかに関する設例が添付されている。

発効日及び経過措置

本修正は、2019年1月1日以後に開始する事業年度に遡及的に適用される。早期適用は認められる。特別な経過措置が適用されるかどうかは、本修正の最初の適用がIFRS第9号の最初の適用と一致しているかどうかによる。

以上